

旅館業の施設の構造設備基準

(令和5年2月改訂)

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)	(参考) 衛生管理要領等
客室	<p>令1①(1) ※旅館・ホテル営業の施設 1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であること。</p> <p>令1②(1) ※簡易宿所営業の施設 ・客室の延床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 ・階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。</p> <p>令1②(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・客室は、収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 ・客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。また、窓のない客室は、設けないこと。 ・階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
玄関帳場	<p>令1①(2) ※旅館・ホテル営業の施設 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>規4の3(1) 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>規4の3(2) 2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。 ・玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従業者が直接面接できる構造であること。 ・旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。 ・モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。 ・次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)		(参考) 衛生管理要領等
玄関帳場			2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。
換気、採光、照明、防湿、排水	令1①(3) 令1②(3) 令1③(1)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	
入浴設備	令1①(4) 令1②(4) 令1③(2)	<u>当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。 ・清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。 ・共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。 ・浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。 2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> a 必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、子ども等に配慮したものであることが望ましいこと。 b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。 c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備を有すること。 d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。 e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。 f 入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置すること。 g ろ過器を設置する場合にあつては、以下の構造設備上の措置を講ずること。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)		(参考) 衛生管理要領等
入浴設備			<p>① ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、污泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。</p> <p>② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</p> <p>③ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。</p> <p>④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</p> <p>h 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。</p> <p>i 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</p> <p>j 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。</p> <p>k オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。</p>
洗面設備	令1①(5) 令1②(5) 令1③(3)	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。 ・共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)		(参考) 衛生管理要領等
洗面設備			<ul style="list-style-type: none"> 共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの流し台を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。
便所	令1①(6) 令1②(6) 令1③(4)	適当な数の便所を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> 手洗設備は、前記の洗面所に係る基準に準じて設けること。 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること。 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう十分な広さを有すること。 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。
その他	令1①(7)	※旅館・ホテル営業の施設 法3③各号に掲げる施設の周囲おおむね100mの区域内にある場合、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。	

※旅館業法施行規則第5条第1項、第2項関係

下線部、二重下線部の基準は、下記に該当する施設には適用しない。

- 1 キャンプ場、スキー場等において特定の季節に限り営業する施設
- 2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 3 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設

また、二重下線部の基準は、下記に該当する施設には適用しない。

- 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

※旅館業法施行規則第5条第3項関係

波線部の基準は、上記1～3に該当する施設が、季節的状況、地理的状況等によってこれらの基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは適用しない。

旅館業の施設の衛生措置基準

(令和2年4月改訂)

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等
営業施設について講ずべき措置	法4① 法4②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。 ・ 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。
換気	条4(1)ア 条4(1)イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。 ・ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。
採光	条4(2)	窓その他の開口部から十分にすること。
照明	条4(3)	十分な照度を保つこと。
防湿・排水	条4(4)	排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。
清潔の保持	条4(5)	旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。
浴場の給水・給湯	条4(5)ア(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。 ・ 上り用湯及び上り用水は清浄で十分な量を供給すること。
水質基準等	条4(5)ア(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する温水又は冷水及び浴槽内の
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講ずること。 ・ 周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障が生じないように保つこと。 ・ 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。 ・ 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。 ・ 照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 ・ 施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つこと。また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。 ・ 施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される「建築物環境衛生管理基準」を遵守すること。（3,000㎡未満の施設については、努力義務。） ・ 原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水として使用する水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（下表）に適合するよう水質を管理すること。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等																					
水質基準等	<p>湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>・条4(5)ア(イ)の基準は、レジオネラ属菌につき冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によって行う検査において、10CFU/100mL未満とする。</p> <p>・営業者は、1年に1回(連日使用型循環浴槽の湯水にあっては、1年に2回)以上、前条(5)ア(イ)の基準についての検査を行わなければならない。</p> <p>※営業開始後、1ヶ月以内に1回目の検査を行ってください。</p> <p>条5②</p> <p>・営業者は、前項の規定により前条(5)ア(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>※汚染がなくても、検査後は、検査結果をメール、FAX等で報告してください。</p>	<table border="1" data-bbox="1196 263 2027 726"> <thead> <tr> <th></th> <th>原湯、原水 上がり用湯、上がり用水</th> <th>浴槽水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色度</td> <td>5度以下*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2度以下</td> <td>5度以下</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8以上 8.6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>①有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は②過マンガン酸カリウム消費量</td> <td>① 3 mg/L以下 ② 10mg/L以下(※)</td> <td>① 8 mg/L以下 ② 25 mg/L以下(※)</td> </tr> <tr> <td>大腸菌(浴槽水の場合は、大腸菌群)</td> <td>不検出(50mL中)</td> <td>1個/mL以下</td> </tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>不検出(10cfu/100mL未満)</td> <td>不検出(10cfu/100mL未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、原湯・原水等は、10 mg/L以下、浴槽水は25 mg/L以下であることとする。</p>		原湯、原水 上がり用湯、上がり用水	浴槽水	色度	5度以下*	—	濁度	2度以下	5度以下	水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	—	①有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は②過マンガン酸カリウム消費量	① 3 mg/L以下 ② 10mg/L以下(※)	① 8 mg/L以下 ② 25 mg/L以下(※)	大腸菌(浴槽水の場合は、大腸菌群)	不検出(50mL中)	1個/mL以下	レジオネラ属菌	不検出(10cfu/100mL未満)	不検出(10cfu/100mL未満)
	原湯、原水 上がり用湯、上がり用水	浴槽水																					
色度	5度以下*	—																					
濁度	2度以下	5度以下																					
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	—																					
①有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は②過マンガン酸カリウム消費量	① 3 mg/L以下 ② 10mg/L以下(※)	① 8 mg/L以下 ② 25 mg/L以下(※)																					
大腸菌(浴槽水の場合は、大腸菌群)	不検出(50mL中)	1個/mL以下																					
レジオネラ属菌	不検出(10cfu/100mL未満)	不検出(10cfu/100mL未満)																					
換水、清掃、消毒	<p>条4(5)ア(ウ)</p> <p>・連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>条4(5)ア(イ)</p> <p>・浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。</p>	<p>・浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻りに測定して、通常0.2~0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。</p> <p>・原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。</p> <p>1) 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。</p>																					

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等
換水、清掃、消毒		<p>2) 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。</p> <p>3) 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること（例えば0.5～1.0mg/Lなど）で十分な消毒に配慮をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒装置の維持管理を適切に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。 2) 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。 3) 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。 ・消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等を参考にすること。 ・年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、必要があれば生物膜を除去することが望ましい。
気泡発生装置等	<p>条4(5)ア(オ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。 ・打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等	
気泡発生装置等	条4(5)ア(カ)	<ul style="list-style-type: none"> 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。 	
循環ろ過装置	条4(5)ア(キ) 条4(5)ア(ク)	<ul style="list-style-type: none"> 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置（ヘアキャッチャー等）を設置すること。 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘアキャッチャー等は毎日清掃すること。 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。
貯湯槽等	条4(5)ア(ケ)	浴槽に直接に注入する温水（60℃以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を規則で定める基準に適合させるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒すること。 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。 調整箱は、適宜清掃及び消毒すること。 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つようにすること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
露天風呂	条4(5)ア(コ)	露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
洗面所	条4(5)イ	洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。	<ul style="list-style-type: none"> 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。 洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。 タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人ごとに消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のもの和使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なおとこに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとする。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等
便 所	条4(5)ウ 便所の手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましいこと。 ・手洗い設備は、消毒液、石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。
寝 具 類	条4(5)エ 寝具類は、常に清潔にし、敷布、枕カバー、布団カバー及び寝衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。 ・布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に覆うこと。 ・寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。なお、同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他のものにあつては3日に1回は少なくとも取り替えること。 ・寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。
客 室 定 員	※旅館・ホテル営業及び下宿営業の施設 条4(6)ア(ア) 1客室の床面積3㎡について1人 ※簡易宿所営業の施設 条4(6)ア(イ) 1客室の床面積3㎡（階層式寝台を有する客室にあつては、1.5㎡）について1人	
暖 房 設 備	条4(6)イ ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。	
利 用 基 準	法4③ 令3(1) <ul style="list-style-type: none"> ・営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。 ・善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 ・色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

項目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等
利用基準	令3(2) <ul style="list-style-type: none"> ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。 	
宿泊をさせる義務	法5 <ul style="list-style-type: none"> ・営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。 法5(1) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。 法5(2) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。 法5(3) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。 条6 <ul style="list-style-type: none"> ・法5(3)の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。 ・宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否（宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。）することなく、適切に配慮すること。
宿泊者名簿	法6① 規4の2② 規4の2③ 細6 <ul style="list-style-type: none"> ・営業者は、旅館業の施設及び営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、これに①宿泊者の氏名、②住所、③職業、④国籍及び旅券番号（日本国内に住所を有しない外国人であるとき）、⑤年齢及び性別、⑥到着及び出発の日時、⑦前夜の宿泊地及び旅館名並びに行先地名を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。 規4の2① <ul style="list-style-type: none"> ・法6①の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。 法6② <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。 ・日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。 ・営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。

項 目	法律(法)、施行令(令)、施行規則(規)、市条例(条)、市細則(細)	(参考) 衛生管理要領等
防 火 安 全 対 策		<p>営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくこと。</p>
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。 ・ 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備え付けることが望ましいこと。